

出産育児一時金支給申請書記入例

この申請書は出産後に出産育児一時金を申請する用紙です。「事前申請」をご利用の方は「出産育児一時金支給申請書（事前申請用）」を提出してください。

届書コード
6 3 A

健康保険 被保険者^① 家族 出産育児一時金支給申請書

※記入方法は添付書類等に記載されています。別紙「記入例」添付書類について「確認してください」

⑦ 被保険者証の記号・番号 ②		⑧ 被保険者の生年月日		届書種別	受付年度	通 番	グループ
千代田区いろは 0:3:0:1:0:2:0:3		1:2:3 年 月 日 5:0 0:3 0:5		0:4	※:年		※
被保険者(申請者)の氏名と印 ケンボ タロウ 健保 太郎		事業所の所在地 〒 千代田区△△ 1-1		名称 (株)協会商事			
被保険者(申請者)の住所 〒 105-0000		〒 105-0000		〒 105-0000			
被扶養者が出産したための申請であるときは、その方の		被扶養者の氏名 健保 花子		被扶養者の生年月日 昭和 51 年 10 月 22 日		被扶養者番号	
⑤ ⑦ 出生した年月日		⑧ 出生児数		⑨ 死産児数		⑩ 妊娠経過期間	
平成 21 年 1 月 30 日		1 人				週	
⑥ ⑧ 出生児の氏名		⑨ 被保険者と出生児の続柄		⑩ 出生した医療機関等			
ケンボ ジロウ 健保 二郎		子		品川〇〇総合病院 東京都品川区△△ 1-1			
⑪ 今回の請求は、退職等により、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の喪失後、6ヵ月以内に出産したことによる請求ですか。		⑫ はい		いいえ			
⑬ 上記⑪で、「はい」と答えた場合、資格喪失後、家族の被扶養者になっていますか。		⑭ はい		いいえ			
⑮ 上記⑬で、「はい」と答えた場合、資格喪失後に家族の被扶養者として加入している健康保険の保険者名と記号・番号を記入してください。		保険者名		記号・番号			
⑯ 今回の請求は、家族が被扶養者認定後、6ヵ月以内に出産したことによる請求ですか。		⑰ はい		いいえ			
⑱ 上記⑱で、「はい」と答えた場合、家族が被扶養者の認定を受けた要因は退職等により、健康保険の資格を喪失したことによるものですか。		⑲ はい		いいえ			
⑳ 上記⑲で、「はい」と答えた場合、家族が被扶養者認定前に加入していた健康保険の保険者名と記号・番号を記入してください。		保険者名		記号・番号			
請求年月日	特別コード	不支給理由	106条	貸付/代理表示	貸付金額	産科医療補償制度	法定支給額
平成 21 年 1 月 30 日			0:非該当 1:該当	0:なし 1:貸付有り 2:代理有り	円	0:加入 1:未加入	円
支払方法		受取人住所区分					
2:個人払い 3:その他		0:本人 1:代理人					
⑦ 出 産 者 氏 名		健保 花子		出 産 年 月 日		平成 21 年 1 月 30 日	
出 生 児 の 数		① 単胎・多胎 (児)		生 産 又 は 死 産 の 別		② 生産・死産 (妊娠 週)	
上記のとおり相違ないことを証明する。		平成 21 年 2 月 2 日					
医療施設の所在地		東京都品川区△△ 1-1					
医療施設の名称		品川〇〇総合病院					
医師・助産師の氏名		保険 五郎					
本 籍		筆頭者氏名					
母の氏名		出生児氏名		出生年月日		平成 年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明する。		平成 年 月 日					
市区町村長名							

① 被保険者が出産したための申請の場合は「被保険者」に○をしてください。被扶養者が出産したための申請の場合は「家族」に○をしてください。

② 被保険者証の記号・番号が数字、漢字ひらがなのどちらの場合でも、左づめで記入してください。

③ 被保険者(申請者)本人が氏名を署名した場合は、押印は不要です。被保険者(申請者)以外の方が記入する場合は、押印を省略することはできません。

④ 被扶養者が出産したための申請の場合は、被扶養者の氏名、生年月日を記入してください。被保険者が出産したための申請の場合は記入不要です。

⑤ 出産年月日を記入し、⑦に出生児数を記入してください。死産の場合は⑨に死産児数を記入し、⑩に妊娠経過期間を記入してください。

⑥ 多児出産の場合は出生児の氏名をすべて記入してください。

⑦ 医師・助産師による出産証明、または市区町村長による出生に関して戸籍に記載した事項等の証明を受けてください。ただし、死産の場合は、医師・助産師に限って証明を受けてください。

添付書類について

1. 医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合は、出生が確認できる書類(戸籍謄(抄)本、戸籍事項記載証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳(原本提示)、住民票など)を添付してください。
2. 産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する所定の印が押印された領収書または請求書の写しを添付してください。
3. 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。(翻訳文には、翻訳者が署名し、住所及び電話番号を明記してください。)

振 込 希 望 口 座	1 金融機関	①		②		③		④	
	金融機関コード	○ ○	銀行	金庫	○ ○	店・本店	支店	出張所	
	※		信組	信連・信漁連		本所・支所	本店・支店		
	預金種別	1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	③	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	④	(フリガナ)	ケンボ タロウ
					口座名義				健 保 太 郎

- ご希望の振込金融機関について記入してください。
- ②、③の欄は、ご希望の振込金融機関口座の銀行・支店名等及び預金種別を記入してください。ゆうちょ銀行の口座へお振込みを希望される場合は、ゆうちょ銀行と店名(支店名)を必ず記入してください。
- 口座番号欄は左づめで、大きくはつきりと記入してください。ゆうちょ銀行の口座へお振込みを希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の新しい口座番号(7桁)を記入してください。
- 口座名義の氏名、フリガナを大きくはつきりと記入してください。なお、「口座名義」が被保険者(申請者)と異なる場合は、⑤の「受取代理人の欄」の記入が必要です。
- 給付金の受け取りを代理人に委任する場合は、「受取代理人の欄」に必要事項を記入してください。受取代理人の欄の被保険者及び受取代理人の④は必ず押印してください。(受取代理人の④は、被保険者の④と別の印鑑で押印してください。)

給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

受 取 代 理 人 の 欄	本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		平成 年 月 日
	住所		
	被保険者(申請者) 氏名	Ⓞ	
代理人の欄	代理人の氏名と印	(フリガナ)	委任者と代理人との関係
	代理人の住所	(〒 -)	電話 ()

社会保険労務士の印 平成 21 年 2 月 3 日提出 受付日付印

出産育児一時金の支給要件等

- 出産育児一時金の支給要件**
被保険者本人が出産した場合は出産育児一時金が支給され、被扶養者が出産した場合は家族出産育児一時金が支給されます。
一時金の対象となるのは、妊娠4ヵ月(85日)以上の出産で、早産、死産、流産、人工妊娠中絶(経済的理由によるものも含む)も含まれます。
＜資格喪失後に出産した場合＞
被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヵ月以内に出産した場合は、出産育児一時金の支給を受けることができます。
- 支給額**
1児につき35万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等において、平成21年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後に出産(死産を含む。)した場合には38万円が支給されます。
(流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらの場合は、35万円が支給されます。)

出産育児一時金の申請は、事前申請もできます。また貸付制度もあります。

- 受取代理制度(事前申請)**
被保険者に支給される出産育児一時金または家族出産育児一時金の受け取りについて、被保険者が医療機関等を受取代理人として(家族)出産育児一時金を事前に申請することにより、分娩に要する費用のうち(家族)出産育児一時金の額35万円(または38万円)を限度として、医療機関等にお支払いします。
○ 分娩に要する費用が35万円(または38万円)を超えた場合
出産育児一時金35万円(または38万円)を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関等の窓口でお支払することとなります。
○ 分娩に要する費用が35万円(または38万円)以下の場合
分娩に要した費用額を医療機関等にお支払いし、出産育児一時金35万円(または38万円)と分娩に要した費用額の差額を被保険者にお支払いします。
※受取代理制度をご利用される場合には、「出産育児一時金(事前申請用)」の申請が必要となります。出産予定日の1ヵ月前から申請が可能です。
- 出産費貸付制度**
出産育児一時金が支給されるまでの間、分娩に要する費用が必要な場合に、無利子の貸付制度があります。詳しくは全国健康保険協会都道府県支部までお訊ねください。